

「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

○ 趣旨

外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について検討するため、関係府省庁の副大臣級による検討会議（「外国人との共生社会」実現検討会議）を設ける。

○ 構成員

- ・ 議長：外国人労働者問題を担当する国務大臣（中川大臣）
- ・ 構成員：内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、警察庁の各副大臣級
- ※ 会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、内閣官房副長官補室において行う。
- ※ 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等との連携を図る。

○ 主な検討事項

- ・ 外国人との共生社会のあり方（目指すべき共生社会のあり方）
- ・ 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（具体的方策）
- ・ 外国人の受入れのあり方も含めた国民的議論の活性化
- ・ その他、外国人との共生社会を実現する上での課題や留意点
- ※ 検討に当たっては、有識者、自治体関係者等からのヒアリングを積極的に行う。

＜検討に当たっての留意点（当面の検討会議の位置付け）＞

- 当面の検討対象としては、外国人との共生社会の実現という観点から、主として、現に日本で生活している外国人の現状を踏まえた、環境整備のあり方を検討 ＜＝第1ステップ＞。
- 「共生社会の実現」と「外国人の受入れのあり方」は、密接不可分の関係にあることから、「外国人の受入れのあり方」も議論の対象に含まれるが、外国人の受入れのあり方についての「本格的な議論」＜＝第2ステップ＞は、受入れ体制をしっかりと整備したあとの課題という位置付け。
 - ・ 最初に「受入れ拡大」ありきという考え方ではなく、①実態として我が国で生活している外国人の諸問題を改善する必要があること、②仮に将来受入れ拡大を図るとしても、受入れ体制をしっかりと整備し、きちんとした生活、教育、労働面等における条件を確保した上で受け入れるということが先ず重要、という考え方。
 - ・ なお、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高め、我が国社会に活力をもたらす外国人を惹きつけることになるもの。
- 第1ステップの議論（＝「外国人の受入れのあり方」に関する総論的議論を含む）を通じて、第2ステップの議論（＝本格的な国民的議論）に円滑につなげていくという視点が重要。
 - ・ そのためには、環境整備（具体的方策）を進めるとともに、議論の基盤（土台）となる部分（目指すべき共生社会のあり方等）についての認識共有が図られるように努めることが重要。